

平成 2 2 年第 5 回常陸太田市議会臨時会会議録

目 次

招集告示.....	5
平成 2 2 年第 5 回常陸太田市議会臨時会会期日程.....	6
第 1 号 1 1 月 1 9 日 (金)	
○議事日程 (第 1 号)	7
○本日の会議に付した事件.....	7
○出席議員.....	7
○欠席議員.....	7
○説明のため出席した者.....	7
○事務局職員出席者.....	8
開 会.....	8
開 議.....	8
○会議録署名議員の指名.....	8
○諸般の報告.....	8
○日程第 1 会期の決定.....	1 0
○日程第 2 議案第 7 7 号 (上程)	1 0
提案理由説明.....	1 0
質 疑 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 2
討 論 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 3
採 決.....	1 4
閉 会.....	1 5

常陸太田市告示第134号

平成22年第5回常陸太田市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月12日

常陸太田市長 大久保 太一

1. 期 日 平成22年11月19日
2. 場 所 常陸太田市議会議場
3. 付議事件
(1) 常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について

平成22年第5回常陸太田市議会臨時会会期日程

平成22年11月19日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
11月19日	金	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明(質疑・討論・採決) 4.閉 会

平成22年第5回常陸太田市議会臨時会会議録

平成22年11月19日(金)

議事日程(第1号)

平成22年11月19日午前10時開議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 議案第77号 常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 議案第77号(提案理由説明・質疑・討論・採決)

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

欠席議員

19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
-----	---------	-----	---------

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	大森 茂樹 君
市民生活部長	豊田 紀雄 君	保健福祉部長	安田 隆 君
産業部長	江幡 治 君	建設部長	菊池 拓夫 君
会計管理者	岡部 芳雄 君	水道部長	大和田 猛 君
消防長	菊池 勝美 君	教育次長	川上 明文 君
秘書課長	宇野 智明 君	総務課長	山崎 修一 君

監 査 委 員 中 村 弘 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 時野谷 彰 副参事兼総務係長 吉 成 賢 一
主査兼議事係長 関 勝 則

午前 10 時開会

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 20 名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。19 番黒沢義久君、20 番沢島亮君、以上 2 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成 22 年第 5 回常陸太田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（茅根猛君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第 81 条の規定により

3 番 木 村 郁 郎 君 15 番 福 地 正 文 君

の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（茅根猛君） 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。

去る 10 月 14 日、ひたちなか市において県北市議会議長会が、同じく 25 日、つくば市において茨城県市議会議長会臨時会が、同じく 27 日、水戸市において関東市議会議長会が、11 月 2 日、潮来市において茨城県市議会議長会がそれぞれ開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、敦賀市表敬訪問の派遣を 9 月議会で議決いたしておりましたが、10 月 21 日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、監査委員から、平成 22 年 9 月及び 10 月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますのでご報告いたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市 長 大久保 太 一 君 副 市 長 梅 原 勤 君
教 育 長 中 原 一 博 君 総 務 部 長 大 森 茂 樹 君

市民生活部長	豊田紀雄君	保健福祉部長	安田隆君
産業部長	江幡治君	建設部長	菊池拓夫君
会計管理者	岡部芳雄君	水道部長	大和田猛君
消防長	菊池勝美君	教育次長	川上明文君
秘書課長	宇野智明君	総務課長	山崎修一君
監査委員	中村弘君		

以上、15名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

議長（茅根猛君） この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成22年第5回市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。日ごろから市政の進展、その円滑な運営のために格別なるご高配をいただき、この機会に改めまして心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

さて、内閣府が15日に発表いたしました7月から9月期の国内総生産、いわゆるGDP速報値におきましては、前期比0.9%の増、年率換算では3.9%の増となりまして、4四半期連続のプラス成長となっております。エコカー補助金の終了やたばこ増税をにらんだ駆け込み需要に猛暑効果が加わりまして、一時的に消費を押し上げていることだと思えます。

しかし、政策による押し上げ効果の弱まる10月から12月期はマイナス成長に転じる可能性が高く、年明け以降の回復力が今後の焦点となりそうな状況でございます。

このような中で、政府は厳しい経済情勢や先行き悪化懸念を踏まえ、円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策を取りまとめるとともに、補正予算案を編成して、先月29日に国会に提出され、ただいま審議中でございます。今後とも、国・県の補正予算の動向、そしてまた、平成23年度の概算要求予算の内容等を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

本市といたしましては、地域経済の活性化のために、平成21年度から繰り越しとなりました道路整備や施設改修などの地域活性化交付金事業、当初予算、さらに9月補正予算の着実な執行に努めてまいり所存でございます。

次に、地域の活性化のための事業、すなわちいろいろなイベントにつきまして、若干ご報告をさせていただきます。

これまでに常陸秋そばフェスティバル、竜神峡紅葉まつり、里美かかし祭、指定文化財集中曝涼など、多くのイベントを開催してまいったところでございます。竜神峡の紅葉まつりにつきましては、紅葉の色づきがおくれたこともありまして、今月初旬の出足は昨年よりも減少しているところでございます。その対策といたしまして、新聞、テレビ等で再度放送の依頼をし、今見ご

ろとなってまいりましたので、回復を期待したいというふうに思っております。さまざまなイベントにつきましては、昨年より多くの方々に訪れていただいております。本市の魅力発信と地域経済の活性化に向けた前進が図られたものと考えているところでございます。

最後に、本日提案いたします案件でございますが、市職員の給与に関する条例等の一部改正についての1件でございます。

議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長からご説明申し上げます。慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり可決を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（茅根猛君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りといたします。

日程第2 議案第77号

議長（茅根猛君） 次、日程第2、議案第77号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは、説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開き願います。議案第77号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成22年11月19日提出、市長名。

提案理由でございますが、平成22年8月10日に出されました人事院勧告に基づいて国に準じた措置を講ずることに伴い、本市職員等の給与を改定するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、3点ございます。

初めにその3点を申し上げたいと思っておりますが、1点目は給料表の改定でありまして、平均0.1%の引き下げとなります。なお、改定の対象者は40歳代以上の中高年齢職員となっております。

2 点目ですが、55歳を超える高齢層職員の給与について、当分の間1.5%の減額措置を行います。

3 点目は期末手当及び勤勉手当の改正でありまして、一般職員については期末・勤勉手当合わせて年間0.2カ月分引き下げ、特別職の職員及び市教育委員会教育長につきましては、期末手当を年間0.15カ月分引き下げるものでございます。

詳細は新旧対照表でご説明をさせていただきます。

22ページをごらんいただきます。まず、改正条例第1条の市職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、期末手当の支給率を規定しております第20条第2項において、12月の支給において100分の150であったものを100分の135に改正するものであります。

23ページをごらんいただきます。勤勉手当の支給率を規定している第21条第2項第1号におきまして、これまで6月及び12月の支給とも100分の70であったものを100分の65に改正するものであります。

24ページをごらんいただきます。55歳を超える職員のうち、行政職給料表6級以上及び消防職給料表7級以上に該当する職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当につきまして、当分の間、それぞれ1.5%減額の措置を行うことを規定するため、附則の第24項を改正しております。

次に、28ページから34ページまででございますが、行政職給料表、消防職給料表、医療職給料表の改定でございます。下線のところが改定部分でございます。先ほどもご説明いたしましたように、改定は40歳代以上の職員が受ける給料月額に限定した改正となっております。

続きまして、35ページから36ページについてでございます。改正条例第2条の市職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、まず期末手当の支給率を規定しております第20条第2項におきまして来年度の支給率を定めておりまして、6月は100分の122.5とし、12月は100分の137.5の支給率に改正するものであります。

次に、勤勉手当の支給率を規定している第21条第2項第1号におきまして来年度の支給率を定めておりまして、6月及び12月の支給とも100分の67.5の支給率に改正するものであります。

37ページ及び38ページでございますが、改正条例第3条及び第4条の市特別職員の職員で、常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

まず、改正条例第3条におきまして、市特別職の職員の本年12月の期末手当の支給率を100分の165から100分の150に改正いたします。

次に、改正条例第4条において、来年度の支給率を規定しておりまして、来年6月は100分の140とし、12月は100分の155に改正するものであります。なお、この条例の改正内容につきましては、常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第4条の規定によりまして、市議会議員の期末手当の支給について準用されることとなっております。

39ページ及び40ページをごらんいただきます。改正条例第5条及び第6条の市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正でございますが、教育長の期末手当の支給率を市特別職の職員と同様に改正するものであります。

41ページをごらんいただきます。改正条例第7条は、平成18年に制定いたしました市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第7項の規定におきまして措置されました号給の切りかえに伴う経過措置により支給する給料、いわゆる現給保障についてでございますが、これにつきましても昨年度と同様に、今回の給料表の改定率に準じた引き下げを行うため、改正するものでございます。これによりまして、該当する職員につきましては、現給保障額に100分の99.59または100分の99.83を乗じて得た額が新たな給料月額となるものでございます。

申し訳ありませんが、16ページにお戻りいただきます。16ページには、附則でございますが、第1項におきまして、それぞれの施行日を定めております。第2項におきましては、この条例が平成22年12月1日からの施行になりますことから、本年4月から11月までの8カ月分の支給調整を12月支給の期末手当で行うことを定めるものでございます。なお、この特例措置は特別職及び教育長には適用しないことを第8項及び第9項において規定してございます。第4項におきましては、民間と比較して給料額が下回っている若年層職員、いわゆる30歳代以下の職員の給料月額を是正するため、43歳未満の職員の給料月額を来年4月1日に1号給上位にすることを規定しております。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

22番宇野隆子君の発言を許します。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。

ただいま議案第77号の説明をいただきました。改定の内容として3点大きく挙げられておまして、給与、あるいは55歳以上の高齢層ですね。それと特別職、一般の期末・勤勉手当の減額ということで出されておりますが、これらはそれぞれ非常に大きな引き下げになっていると思います。これは2年連続で行われる市職員の期末・勤勉手当と給与、月例給の引き下げのこうした勧告について労使交渉が行われたのかどうか、また労使合意がされたのか、このことについて1点目お伺いいたします。

2点目として、今回の人勤に対する市の認識ですけれども、これについて伺いたいと思います。

以上、1回目2点まで質疑をいたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 大森茂樹君登壇〕

総務部長（大森茂樹君） 市職員の給与に関する条例の一部改正について、2点のご質問にお答えいたします。

1点目の市職員組合に対します説明につきましては、10月29日に執行委員長を初め、執行部役員に出席をいただき、今回の人事院勧告にかかわる市職員給与等の取り扱いについて、国の人事院勧告に準じた措置を予定していること及び改正内容について説明をいたしまして、了承を

いただいているところでございます。

2点目の今回の人事院勧告に対します、どのような認識をというご質問でございますが、公務員給与は民間に準拠して支給されるのが原則となっており、民間の厳しい経済情勢を踏まえての勧告と受けとめております。職員には厳しいものになると思われませんが、人事院勧告に基づく国に準じた措置を行うことは、やむを得ないものと考えております。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 2回目の質疑をいたします。

労使交渉が行われたのかどうかということにつきましては、改正内容を説明して了承をいただいたということでもありますけれども、どのように労使合意がされたのか、職員組合への一方的な通告になっていないのか、そういう感じもいたしました。そういうことで、労使合意ということでは、やはりもっと協議内容が必要だったのではないかと思います。

改めて3点目について伺いたいと思うんですけれども、今回、この改定が適用される市職員の人数は何人になるのか。そして、年間一人平均で何万円の減額になるのか。あわせて全体として総額で幾らの削減になるのか。この3点について伺いたいと思います。

議長（茅根猛君） 総務部長。

〔総務部長 大森茂樹君登壇〕

総務部長（大森茂樹君） 2回目のご質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問でございますが、これは一般会計の職員についての内容ということでご了解をいただきたいと思います。給与表の減額改定対象者は、職員数603名中340人ということでございます。

それから、職員1人当たりの減額でございますけれども、平均年齢44歳で7万8,897円、約7万9,000円という形になっております。

3点目の人勤によります予算の減でございますけれども、4,757万5,000円の減額となります。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。

私は議案第77号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対する立場から討論を行います。

この条例改正の問題点についてです。

1つは景気対策に逆行することです。急激な円高とデフレで日本経済が危機に直面しているもとで、雇用や社会保障を充実させて、国民の懐を暖める景気対策が求められております。

日本経済新聞は9月28日の記事で「デフレ脱却は隗より始めよ」として、長期不況対策として、公務員の給与引き上げを、公務員優遇でなく、民間の賃上げを誘発し、需要を回復する呼び水として必要と書いております。国連の貿易開発会議においても、日本は賃上げで個人消費が伸びる余地が十分にあると指摘しております。

今回のマイナス勧告による民間労働者への影響は大変深刻であり、内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷えこませる、賃金削減のマイナスの連鎖に拍車をかけるものです。

2つ目の問題は、市職員の期末・勤勉手当と月例給引き下げの勧告の内容についてです。先ほども説明がありましたけれども、大幅なマイナス改定です。一人平均約8万円弱、7万9,000円という説明がありました。そして、その対象となるのが340人、総額で4,750万円の削減ということですから、大変な改定だと思えます。55歳以上はさらに引き下げるなど、ひどいものです。公務員と民間の50歳代後半層の賃金の逆交差が生じているとして、50歳代後半層の定率賃下げを、根拠となる明確なデータや道理も合理性も示さず強行しました。生活実態や生計費原則を無視し、公務員の賃金決定として強調されてきた職務給原則をも踏みにじる年齢差別とも言える行為です。定年延長の検討にあわせて行おうとしている50歳代後半の賃金引下げ議論を先取りする動きでもあり、反対です。

昨年、月例給と期末手当の両方の引き下げを行い、2年連続で強行されようとしております。景気をさらにひどくし、職員の士気にも悪影響となり、民間へのマイナス波及ともなります。

もともと、人事院勧告とは公務員の団体交渉権や争議権を制約することへの代償措置で、公務員の利益を代弁すべきものであるにもかかわらず、生活を脅かす勧告を行うこと自体が問題であると言わなければなりません。

以上、条例改正に反対する意見を述べまして、討論といたします。

議長（茅根猛君） 以上で討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第77号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第77号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 以上をもって今期臨時会の議事はすべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 本日の市議会臨時会におきましては、ただいまご審議をいただきました市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございました。原案のとおり可決を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様には向寒のみぎりご自愛をいただきまして、ますますのご活躍をご期待申し上げますとともに、市政の進展とその円滑な運営のために、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 以上をもって、平成22年第5回常陸太田市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員